

2021 年度第 1 回ルール委員会議事録

開催日時：2021年6月20日（日）10:00～16:00

開催場所：オンラインミーティング（ZOOM）

参加者：増田委員長、大村副委員長、前園副委員長、加藤副委員長、今津委員、木内委員、日下部委員、大庭委員、柴沼委員、古川委員、石川委員、岡部委員、高野委員、佐藤委員、渡辺（勝）委員、富松委員、中野委員、松原委員、黒木委員、吉本委員、浅田委員、南原委員、藤井委員、川北顧問委員、村松顧問委員、渡邊（範）（記）
計 26 名 ※順不同

1. <報告>2021 年度ルール委員会体制 —増田委員長

ジャッジ小委員会：ルール更新で負荷が高かったこともあり、渡辺勝委員に事務局として加わってほしい。

課題発見と対応提案については三役会議から月 1 回の小委員長会議、事務局会議へ移管し、スピードアップを図りたい。

ML も事務局員用を設定した。

2. <協議>「声かけ」「呼びかけ」の訳語統一 —古川副小委員長

従来 Hail の訳語としては、「声かけ」だけであったが、艇を特定するためセール番号を発生することもあり、「声かけ」に加えて「呼びかけ」という訳を用いた。ただし、「声かけ」「呼びかけ」の日常の用法やニュアンスを鑑み、最善の訳がないかを議論した。様々な意見を出したがルール更改直後であり、特に選手側に誤解が生じるものでないという限りでは、次期更改時に再検討するという形ではどうか。

<主な意見>

- ・不自然な感じはするが、最適な訳はなかなか見つからないのではないかと
- ・大声を必要としない場合もあるので提案に賛成する
- ・次期更改の前に画期的な訳が出ることを期待し提案に賛成する
- ・提案に賛成するが、次期更改時には統一的な訳語を当てはめるのが妥当ではないかと

3. <協議>日本語による「声かけ」 —増田委員長

序文における「声かけ」について、関連規則、国内での展開、Submission 内容などの共通認識を持ちたい。

序文の変更は許されず、「影響を受ける全ての艇」については審問毎にプロテスト委員会が判断することになることを共有したい。それにより判断が一貫しないことが懸念され、JSAF が prescription できることを Submission とすることを議論したい。

<主な意見>

- ・今回の変更の目的、経緯が明確になるとジャッジ間で共有しやすい
- ・Submission に至る前に序文の解釈（特に「影響を受ける全ての艇に理解されることが妥当」）の共有が必要
- ・多様性への対応を意図した変更だとすれば、このままで審問毎に判断するということがよいのではないかと
- ・規程を変えるより解釈の共有性が重要ではないかと
- ・各水域で情報収集して次回委員会であらためて協議する
- ・序文の変更は許されないので、資料中の Q 2～Q 4 の答えは Negative である。
- ・同資料の Q1, Q5 は状況や手続きについて注意を払う必要がある。

4. <協議>NJNU 資格減免追加措置 ー藤井副小委員長

COVID-19 の影響により、2021 年においても、依然として「審判実務経験」および「セーリング実績」の資格認定要件を満たすことが困難な状況が続いていることから、追加の緩和措置（資格期間の延長及び実務経験、セーリング実績など更新認定要件の緩和）を提案する。

<主な意見>

- ・2021 年も機会喪失が予想されるという状況の上で今後の更新の資格維持についても考慮する必要がある
- ・計画されてる今後の予定に則り、意見照会、意見公募を進めるということではよいのではないか
- ・藤井さんとジャッジ小委員会、アンパイア小委員会と連携し、再精査に取り進める

5. <協議>JSAF による審判員の公平かつ合理的な選考 ー増田委員長

審判員 (RC, PC, TC) の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備することを JSAF より求められている。WS では審判員の選考プロセスの規程があり、選考結果及び選考過程が公表されている。Event Appointment Working Party (EAWP) は課題がないとは言えないがガバナンスコードの観点で模範的な仕組みと思われる。

ルール委員会による提案の策定、関連委員会との調整、総務委員会 (ガバナンスコード対応担当) および 会員増強 PJ への意見照会、常任委員会/理事会への共同提案などの今後の活動を提案する。

<主な意見>

- ・透明性という観点ではよいかと思うが、JSAF の EAWP による選考結果が主催者の文化、歴史を鑑みたとの親和性や利害関係などに配慮しながら進める必要がある
- ・選考結果の開示は情報公開のメリット/デメリットを考慮する必要がある
- ・進め方含め設計に入り、次回委員会でも協議したい

6. <協議>ジャッジ実績・スキル管理と選考公平化のための仕組み ー前園副委員長

ジャッジ・アンパイアに関する資格認定/更新要件 (NJ/NU 経験) 判定の自動化、公平性確保、育成マネジメント及びレガッタレポートを目的として、大会参加情報の入力/閲覧機能を持つデータベースを構築したい。これにより属人化している現在のプロモーションから脱却し、標準化/高度化していきたい。

<主な意見>

- ・閲覧可能範囲など今後詰めることになるが、最低限自身のデータは閲覧可能とする方向
- ・審問経験数に加えて審問のジャンルまで細分化できるとよいと思う
- ・JSAF の公認以外のレースの経験を組み上げることの工夫が必要かと思う
- ・審問結果の具体的な内容のデータベース化まで踏み込むのは、既存の Web システムとの競合やシステムが重くなることもあり現時点では見送りたい
- ・JSAF への提案としてコストに見合う提案ができるかが鍵かと思われる
- ・入力する手間についても検討していく必要がある
- ・メリットの内容とその享受者の明確化が必要
- ・ジェンダーイコリティ含めスタティスティックスの面ではメリットがあるかと思う
- ・会員管理システムとはまずは連携せず、ジャッジにクローズした公開範囲で検討している
- ・ジャッジ小委員会で内容について検討する
- ・試験的、段階的な観点で構築計画を検討し、できれば今年度中にファーストリリースを計画したい

7. <報告>小委員会活動報告・計画

7.1 ジャッジ小委員会

- ・NJA 新規認定を4月に三重県で開催した
- ・NJA, NJB の更新講習はすべて終了している
- ・10月ぐらいからジャッジ資格保有者のレベルアップ施策、及びジャッジクリニックを計画している
- ・ジャッジマニュアルは今年秋ごろを目途に作業を進めている
(情報) ジュリーポリシーの公開版はまもなくリリースされる
(情報) 秋ぐらいに琵琶湖でカイトの大会が開催される

7.2 アンパイア小委員会

- ・アンパイア制のイベント中止が相次いでおり、アンパイアのスキル維持が課題
- ・NU 認定講習会を12月に予定しているが、現時点で対象者不在

7.3 IJIU 育成小委員会

- ・海外の国際大会は開催及び渡航が困難な状況
- ・今年度は東京五輪があり、国内での国際大会の予定なし
- ・候補者情報の可視化やプロモーションの仕組み作りを進める
- ・候補者推薦基準の見直しを図る

7.4 外洋規則小委員会

- ・リモート審問の状況を調査したい
- ・リモート審問の展開は外洋系ジャッジの育成に通じる可能性がある
- ・パリ五輪において外洋混合ダブルスから男女カイトボーディングに変更となった
- ・これまで外洋混合ダブルスのための準備をしてきたので、外洋ショートハンドレースに着目し、関与／支援していきたい

7.5 規程管理小委員会

- ・Addendum Q アンパイア制メダル・レースの日本語訳は急遽課題が発見されたため委員会への承認願いを取り下げる

7.6 普及小委員会

- ・指導者・選手向け講習会を4月末までにオンサイト2回、オンライン1回実施した
- ・アンケートの意見を吟味し内容に反映すべく委員会内で調整したい
- ・オンライン講習会ではホワイトボードとマグネット式モデルシップが役立った
- ・オンライン講習会の質疑応答時間は質問しづらいせいか不活発だった。双方向のコミュニケーションを図る必要がある
- ・IJ セミナーでは講習内容は録画しておき、質疑応答のみリアルタイムで行うというアイデアが出ている
- ・ボードでは進級制度がモチベーションになっている。ルール知識に関するレベル設定とオンライン講習がリンクできないか

8. ケース研究

8.1 フィニッシュ・ウィンドウと定義「スタート」

【状況 1,2】

RCが85.1違反しているケースだが、この場合救済要求が出された前提で考えた方がよいのではないか。

85.1に違反しているSIには手違いがある(規則を変更したがA4の変更の記載がない)が、そのSIの記載が無効か有効か。即ち救済を与えるか与えないかは難しい。

PCがSIをよくチェックする必要性が示唆されている事例と思われる。

そもそも、スタートしている艇に、あえて「スタートしていない」という扱いをすることに問題はないのか。

8.2 RRS64.6

【状況 1】

自身のSI違反(DP対象)を知った上で報告しないのが判明した際に、問答無用で規則2違反にできるかは実務上難しい面があるかもしれない。

自動的にDNEにするかは選手への指導面含め検討課題か。

【状況 2】

規則64.6裁量ペナルティーは審問によらないペナルティーであるが、重要な新しい証拠が発生した場合に既に決定したペナルティーを変更することはできるのか。

抗議、審問を経た場合には審問の再開という手続きがある。

PCが一旦課したペナルティーの内容を変更してはならないという記載もない。

規則64.6は5章の他の一連の手続きとの関係性がなく、表現に不足があるかもしれない。

※時間の関係で結論は出なかったが、Submissionの可能性含め検討する必要性があるようだ。

9. その他

9.1 <報告>事務局からの報告 ー加藤事務局長

ルールブックの販売状況、ジャッジ資格保有者の統計情報について報告があった。

以上